

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する民間保育所等における保育士等の確保及び定着を図るため、民間保育所等に正規職員の保育士等として新たに雇用された者に対し交付する伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金（以下「奨励金」という。）について、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する地域型保育事業所（以下「地域型保育事業所」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）であって、国（国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人を含む。）以外の者が設置したものをいう。
- (2) 保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭をいう。
- (3) 正規職員 民間保育所等を運営している事業者（以下「事業者」という。）に直接雇用され、勤務時間が1日当たり8時間以上かつ週5日以上のものであって、雇用期間の定めがないものをいう。

(奨励金の種類)

第3条 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 就労奨励金
- (2) 移住奨励金

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 就労奨励金 継続する雇用期間6月につき50,000円（上限30万円）
- (2) 移住奨励金 100,000円

(交付の対象となる者)

第5条 就労奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 初回の就労奨励金の交付を受けようとする年度の前年度に新たに正規職員の保育士等として雇用された者
- (2) 当該保育士等として雇用された日の前日から起算して過去2年以内に市内に所在する保育所、認定こども園、地域型保育事業所、法第59条の2第1項の規定による届出を行った施設又は幼稚園に正規職員として勤務した経験がない者
- (3) 当該保育士等として雇用された日から起算して6月を超えて引き続き雇用が継続している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、就労奨励金の交付の対象としない。

- (1) 施設長、園長、所長、管理者その他これらに準ずる者として、事業者には雇用されている者
- (2) 事業者の役員である者
- (3) 過去に就労奨励金の交付を受けた者（引き続き交付を受けている場合を除く。）

3 移住奨励金の交付の対象となる者は、就労奨励金の交付を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該保育士として雇用された日の前日から起算して過去3月以内に市外から転入し伊賀市内を住所地として住民基本台帳に登録した者で、その転入日から起算して過去2年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがないもの
- (2) 当該保育士として雇用された日から起算して1年を超えて引き続き雇用が継続している者

(就労奨励金の交付の申請)

第6条 就労奨励金の交付を受けようとする者（以下「就労奨励金申請者」という。）は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金等交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し
- (2) 雇用契約書の写し
- (3) 履歴書

(4) 継続勤務見込証明書(様式第2号)(第8条第1項に規定する継続雇用期間が12月に達していない場合に限る。)

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、12月分をまとめて行うものとする。この場合において、初回の申請については第8条第1項に規定する継続雇用期間が11月を経過した日から1年6月を経過する日までの間に、2回目以後の申請については1年11月を経過した日から2年6月を経過する日までの間に、3回目以後の申請については2年11月を経過した日から3年6月を経過する日までの間に行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、交付の申請をしようとする就労奨励金の額が6月分を超え12月分に満たないときは、第1項の規定による申請は、6月分のみ行うことができる。
(移住奨励金の交付の申請)

第7条 移住奨励金の交付を受けようとする者(以下「移住奨励金申請者」という。)は、規則第4条第1項の規定にかかわらず、申請書に住民票の写しを添えて、第8条第1項に規定する継続雇用期間が11月を経過した日から1年6月を経過する日までの間に市長に申請しなければならない。

(継続雇用期間の算定)

第8条 第5条第1項第3号及び第3項第2号に規定する引き続き雇用が継続している期間(以下「継続雇用期間」という。)は、1月当たりの勤務日数が要勤務日数の半数をこえて勤務する月を1月として算定する。

2 就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者は、継続雇用期間に次に掲げる期間があるときは、第7条第1項又は前条の規定による申請に当たり、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない

(1) 産前産後休業の期間(出産予定月から起算して前後2月の期間を限度とする。) 母子手帳の写し

(2) 育児休業の期間(子どもが3歳に到達するまでの期間に限る。) 母子手帳の写し及び当該期間を証明できるもの

(3) 疾病による休業の期間(1年を超えない期間で医師による診断書により治療が必要と認められる期間に限る。) 医師が発行した診断書の写し

(4) 前3号に掲げる休業以外の休業の期間(1月に限る。) 当該休業の理由及び期間を証明できるものその他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する添付書類により適当であると認めるときは、実雇用期間から当該期間を控除した期間を継続雇用期間とみなす。

4 就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者が第2項各号に掲げる期間を超えて休業したと認められるときは、雇用の継続が終了したものとみなす。

(交付の決定及び交付額の確定等)

第9条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて交付の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による交付の決定及び額の確定をしたときは、規則第7条第1項及び第14条第2項第2項の規定にかかわらず、就労奨励金申請者又は移住奨励金申請者に対し、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金等交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 規則第7条第2項の規定による交付しないことの通知は、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金等申請却下通知書（様式第4号）によるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条第7条関係)

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金等交付申請書

年 月 日

伊賀市長 宛

住所

申請者名

電話

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金の交付を受けたいので、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱第6条及び第7条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 支援金の種類（該当する支援金に☒を入れてください。）

☐就労奨励金 ☐移住奨励金

2 交付申請額 円

3 勤務内容

(1) 施設名 (事業者名) ()

(2) 雇用された日 年 月 日

(3) 要綱第4条2号に定める者に該当する (はい・いいえ)

(4) 勤務時間 日／週 (時間／日)

添付書類

- ・保育士登録証又は幼稚園教諭免許状の写し
- ・雇用契約書の写し
- ・履歴書
- ・勤務開始日から1年を経過しない場合は継続勤務見込証明書・移住奨励金を申請する場合は住民票
- ・第8条2項に定める期間が継続期間内にある場合は同条に定める書類

様式第2号（第6条関係）

継続勤務見込証明書

被雇用者	名 前	
	住 所	
	生年月日	
勤務地	施設名	
	所在地	
	電話番号	
雇用年月日		
備考		

上記の者は、 年 月 日現在、当法人に正規職員として在職しており、雇用開始日から12ヶ月を超えて勤務する見込みであることを証明します。

年 月 日

所 在 地.....
事業所等名.....
代表者名.....

<担当>
所属部署.....
役 職 ・ 名 前.....
電 話 番 号

様式第3号 (第9条関係)

第 号
年 月 日

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付決定通知書

様

伊賀市長

年 月 日付けで申請のあった伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金について、次のとおり交付することを決定しましたので、伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 支援金の種類

☐就労奨励金 ☐移住奨励金

2 交付決定額 円

様式第4号式（第9条関係）

第 号
年 月 日

伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金申請却下通知書

様

伊賀市長

年 月 日付けで申請のあった伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金について、次の理由により交付しないことを決定しましたので、伊賀市補助金等交付規則第7条第2項及び伊賀市保育士・幼稚園教諭等就労奨励金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

理由